

音威子府村簡易水道事業経営戦略

団体名：音威子府村

事業名：簡易水道事業

策定期日：平成30年3月

計画期間：平成29年度～平成38年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和31年12月25日	計画給水人口	1070人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用	現在給水人口	675人
		有収水量密度	0.003千m ³ /ha

② 施設

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施設数	浄水場設置数	1	管路延長 km
	配水池設置数	2	
施設能力	705 m ³ /日	施設利用率	58.68 %

③ 料金

料金体系の概要・考え方	①一般用:基本料金 1,840円(10m ³ まで) ②営業1種:基本料金 2,300円(10m ³ まで) ③営業2種:基本料金 4,400円(20m ³ まで) ④学校用:基本料金 13,000円(100m ³ まで) ⑤病院用:基本料金 25,900円(200m ³ まで) ⑥浴場用:基本料金 24,200円(200m ³ まで) ⑦寮用:基本料金 71,300円(450m ³ まで) ⑧営農用:基本料金 3,800円(20m ³ まで) ⑨臨時用:基本料金 7,500円(10m ³ まで) ※超過料金:①～⑦は1m ³ につき200円 ⑧は1m ³ につき170円 ⑨は1m ³
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成19年4月1日

④ 組織

担当する経済課環境整備室は建築・土木・上下水道に分かれている。上下水道係は簡易水道事業、農業集落排水事業を担当し職員1名で業務に従事している。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

なし

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成29年度に公表した、平成28年度決算「経営比較分析表」を添付。
経営及び施設の利用状況等を示す経営指標を活用し本村と類似団体の指標を比較し分析を行うことで、経営の状況及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

今後も人口の減少に伴い、給水人口が大幅に減少していくことが予想される。

(2) 水需要の予測

給水人口の減少と節水意識の高揚、節水機器の開発・普及により、有収水量も減少していくことが予想される。

(3) 料金収入の見通し

(2) 同様に給水人口の減少と節水意識の高揚、節水機器の開発・普及により、料金収入も減少していくことが予想される。

(4) 施設の見通し

現在稼働している水道施設は、平成12年度にろ過池の増設やオゾン処理施設などの整備を行ない安全で安定した水道水の供給に努めています。しかし、整備から17年が経過し浄水場内の機械・電気計装設備等の劣化により更新が必要となる。
料金収入が減少する一方で、施設の整備に係る費用の増加が見込まれるため、より効率的な整備を行なっていくために整備計画を策定する必要がある。

(5) 組織の見通し

上下水道係では1名の職員で簡易水道事業と下水道(農業集落排水事業)を担当している。安心安全な水道水の供給を維持するために効率的な組織運営を図っています。

3. 経営の基本方針

簡易水道事業は、村民の生活や、社会・経済活動に欠くことのできない重要なライフラインとして常に安心・安全な水道水を安定供給することが求められています。平常時はもとより災害などの非常時においても一定の給水を確保することも重要です。
このようなサービスを村民に提供し続けるために水道事業を取り巻く環境変化に的確に対応した水道施設の維持管理や更新を行なうとともに徹底した経営の効率化や健全化に努め持続可能な事業運営に取り組みます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設整備・更新については必要性と経営に与える影響を検証し、効率的かつ計画的な実施に努めます。
-----	--

計量法に基づく水道メーターの取り換え工事を実施。
施設の適切な管理を行い、安全な施設運営に努めます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	独立採算で事業運営を継続できるよう収入の確保を図ります。
-----	------------------------------

主な収入は、料金収入及び一般会計繰入金からなっています。料金収入については、現行料金で算出します。今後見込みを上回る料金収入の減少が見込まれますが、引き続き効率化とコスト縮減に努め、財源となる水道使用料の適正化を図るために段階的な使用料の改定を検討していく必要がある。また地方債償還に係る財源は一般会計からの繰入金により充当している。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

漏水調査による有効率の向上など各種経費の効果を検証し必要最小限の経費を計上している。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	なし
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイ징)	なし
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	なし
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	施設の修繕計画を策定し投資の平準化を図ります。
広域化	なし
その他の取組	なし

② 財源について検討状況等

料金	料金の見直しについては、必要性や改定内容を慎重に判断し、改定する場合には村民に対して十分な説明と理解を得ることが必要
企業債	なし
繰入金	なし
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	なし
その他の取組	なし

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	なし
修繕費	突発的な故障を未然に防ぐため、修繕計画により効率的な修繕に努め機器の維持延命を図る。
動力費	水道施設の適切な維持管理に努め、効率的な運用を図り費用の抑制を図る。
職員給与費	上下水道係1名分の給与は簡易水道事業会計(11ヶ月)と農業集落排水事業会計(1ヶ月)から支出している。今後は両事業の収支のバランスを考慮しながら支出していく。
その他の取組	なし

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	5年ごとに見直しをおこない、あわせて事後検証を行っていく。
---------------------	-------------------------------

(法非適用企業)

收支計画(※)

(単位:千円, %)

(法非適用企業)

収支計画(※)

(単位:千円、%)

区分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 見込	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
					30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	36	276			341	103	109	434	636	357	296	73
積 立 金	(K)												
前 年 度 か ら の 繰 越 金	(L)	2,245	36	200	321								
前 年 度 繰 上 充 用 金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,281	312	200	321	341	103	109	434	636	357	296	73
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)													
実 質 収 支	黒字 (P) 赤字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	74	70	69	69	68	67	66	66	65	63	64	65
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	17,752	17,207	16,089	16,239	16,000	15,600	15,300	15,000	14,700	14,400	14,000	13,700	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	170,622	159,987	149,156	138,123	126,885	115,437	103,773	91,889	79,780	67,439	55,773	45,134	

○会計繰入金

(単位:千円)

区分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 見込	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
					30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 支 分		8,725	6,856	6,919	7,449	7,242	7,032	6,816	6,596	6,370	6,140	5,912	5,716
うち 基 準 内 繰 入 金		1,518	1,423	1,323	1,223	1,121	1,016	908	798	685	570	456	358
うち 基 準 外 繰 入 金		7,207	5,433	5,596	6,226	6,121	6,016	5,908	5,798	5,685	5,570	5,456	5,358
資 本 的 収 支 分		10,444	10,636	10,832	11,032	11,238	11,448	11,664	11,884	12,110	12,430	11,666	10,638
うち 基 準 内 繰 入 金		5,222	5,318	5,416	5,516	5,619	5,724	5,832	5,942	6,055	6,215	5,833	5,319
うち 基 準 外 繰 入 金		5,222	5,318	5,416	5,516	5,619	5,724	5,832	5,942	6,055	6,215	5,833	5,319
合 計		19,169	17,492	17,751	18,481	18,480	18,480	18,480	18,480	18,480	18,570	17,578	16,354

(※)平成27年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。

経営比較分析表（平成28年度決算）

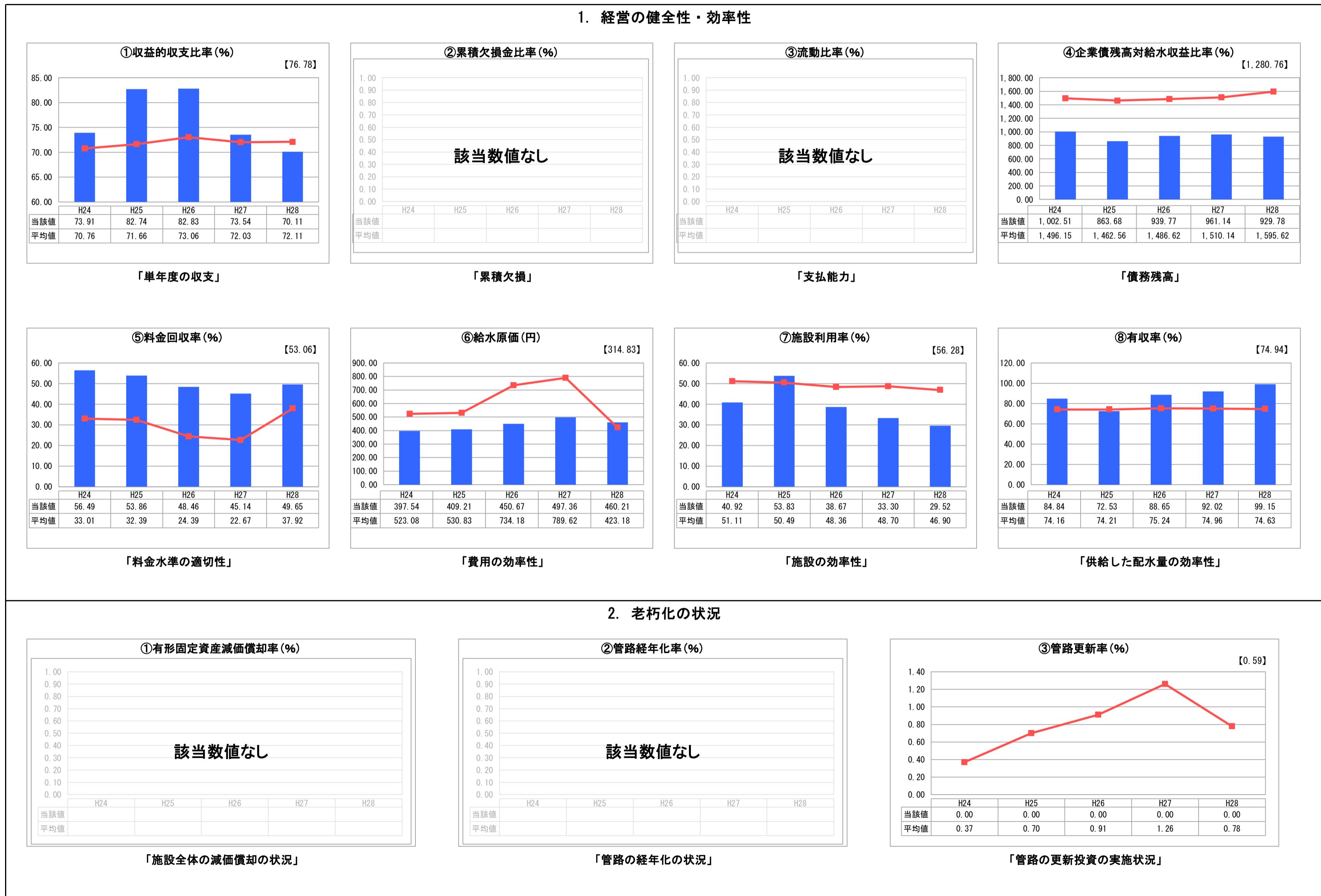
北海道 音威子府村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	該当数値なし	92.21	3,680	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
790	275.63	2.87
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
675	2.29	294.76

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】平成28年度全国平均



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率は、昨年度から約3ポイント減少し類似団体の平均値を下回った。要因は使用料の減が主な要因である。料金回収率について、類似団体と比較して高い水準にありまた昨年度より高くなっているが、さらなる改善努力が必要である。施設利用率については、計画配水人口からみて現在の給水人口が大きく減少しており、今後浄水施設の更新時期をむかえるにあたり施設規模や各種機器の処理能力等の見直しを図る必要があるといえる。有収率については高い水準を維持している。今後も漏水状況の把握と早急な対応に努めさらなる有収率向上を図る必要がある。

2. 老朽化の状況について

全体総括

現在使用している浄水施設が15年以上経過し、高度処理施設機器等の更新が必要となってくる。長寿命化計画を策定するなど、計画的・効率的な更新を行なう必要がある。また給水人口の減少に伴う使用料収入の減少も大きな課題であるが次期の料金改定にむけて、より健全な事業運営にするため早急に検討を進める必要がある。

※ 平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。